

結核予防法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第13号

結核予防法施行細則を廃止する規則

結核予防法施行細則（昭和28年鳥取県規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。